

身体拘束適正化委員会設置要綱

（目的）

身体拘束適正化委員会（以下「委員会」という。）は、利用者の安全と人権保護の観点から、適正な支援が実施されるよう利用者個々の心身の状況を勘案し、職員一人一人が身体的・精神的被害を理解し、身体拘束が行われない治療・看護・介護を提供することを目的とする。

（組織）

委員会に委員長及び副委員長を設置する。

- 2 委員長、副委員長は病院長が委員の中から任命する。
- 3 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故ある時は、副委員長がその職務を代理する。

（任期）

委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

（委員）診療部：専任医師、薬剤師、理学療法士

ケア部：ケア部長、師長、主任、専任看護師、介護福祉士、訪問看護看護師、介護支援専門員

事務部門：事務局長

栄養部門：管理栄養士

（委員会及び会議）

委員長は、月1回定期的に委員会の会議（以下「会議」という。）を開催し、その議長となる。

- 2 会議は委員長又は副委員長、及び過半数の委員の出席がなければこれを開催することはできない。
- 3 委員会の具体的な実行のため、委員会の下に身体拘束適正化推進チームを配置する。
- 4 委員会は、各部会に調査検討を指示し、その結果につき協議する。

（回議）

第5条 委員長は、委員会の審議を要する事項で、緊急を要する会議を招集する時間的余裕のない事が明らかな場合は、委員に回議し事項の決定を行う事が出来る。

（意見の聴取）

第6条 委員長は、委員会において必要があるときは、事業内容に応じ当該関係職員に出席を求めて意見を聴取し、又は資料の提出を求める事が出来る。

（チーム）

第7条 委員長は、委員の中からチームリーダーを指名する。

2 チームリーダーは、委員及び必要に応じて委員以外の職員を指名し、委員会から指示された事項について調査検討を行う。

第8条 委員会の活動内容は次のとおりとし、その内容によりほかの関係部署との連携をとるものとする。

身体拘束の実施状況を把握し、管理者を含む職員に定期的に周知徹底。

身体拘束実施事例の最小化に向けた医療・ケアを検討する。

定期的に本指針・マニュアルを見直し、職員へ周知して活用する。

身体的拘束最小化のための職員研修を開催し、記録する。

（報告）

第 9 条 委員長は、会議の結果を取りまとめ、必要に応じて報告しなければならない。

2 会議の記録（以下「会議録」という。）は、記録係が作成し、事務局経由のうえ病院長の決済を得て保管する。

3 会議録は、記録係交代時には後任者に引き継ぐものとする。

（雑則）

第 10 条 この要綱に定めるものの他、委員会及び部会の運営に関し必要な事項は、委員長は、委員長の定めるところによる。

2 本要綱の改変は病院長の決済を経て行う。

2018 年 4 月 1 日作成

2021 年 4 月 30 日一部改定

2024 年 6 月 1 日一部改定